

令和7年度

奥会津プロモーションポスター作成業務委託

公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

令和7年度奥会津プロモーションポスター作成業務の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定める。

## 2 事業の目的

本地域の魅力を効果的に伝える視覚的効果の高い観光プロモーションポスターを制作し、本地域への認知度向上と来訪意欲を高めることを目的とする。

## 3 事業の概要

(1) 発注者 只見川電源流域振興協議会

(2) 業務名 令和7年度奥会津プロモーションポスター作成業務

(3) 業務内容

ア 観光プロモーションポスター制作及び印刷

イ 制作にあたって必要な写真の撮影、収集及び校正

ウ 制作にあたり、適宜、委託者との調整

エ その他、上記に付随する業務

※詳細は、別紙「令和7年度奥会津プロモーションポスター作成業務委託仕様書」を参照すること。

(4) 予算額 金4,080,000円 ※消費税額及び地方消費税額を含む。

(5) 履行期限 契約締結日から令和8年2月28日まで

## 4 公募スケジュール（予定）

(1) 公募開始 令和7年3月 5日（水）

(2) 質問書の受付期間 令和7年3月 5日（水）～3月14日（金）

(3) 質問に対する回答 令和7年3月17日（月）※予定

(4) 参加申込書及び企画提案書の提出 令和7年3月21日（金）12時必着

(5) オンライン審査会（プレゼン） 令和7年3月26日（水）※予定

(6) 審査結果の通知 令和7年3月28日（金）※予定

(7) 契約締結 令和7年4月 1日（火）※予定

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 日本国内に本店、支店、営業所などの拠点を有すること。

(2) 地方税、国税などを滞納していないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれの規定に該当する者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て中又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。

(6) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体などから指名停止を受けている期間でないこと。

(7) 福島県暴力団排除条例（平成23年条例第51号）第2条に該当する者ではないこと。

## 6 参加申込及び企画提案の方法

本プロポーザルに参加する者は、以下の方法により参加申込などを行うこと。

### (1) 参加申込書などの提出

①提出期限までに以下の書類を持参または郵送及びデータにより提出すること。

なお、様式は当協議会ホームページからダウンロードすること。

ア「参加申込書」1部（様式1）

イ「会社（団体）概要書」8部（様式2）

ウ「業務受託実績書」8部（様式3）

業務受託実績について3件以内を記載し、その実績が確認できる資料（成果品等）を1部提出すること。

エ「業務実施体制」8部（様式4）

オ「企画提案書」8部（任意様式）

仕様書に掲げる目的・業務内容を踏まえ、企画コンセプトや訴求ポイント等を明確にし、デザイン等具体的な提案をすること。

カ「業務工程表」8部（任意様式）

キ「参考見積書」8部（任意様式）

※様式2～4については、様式に掲げる項目が記載された既成資料での提出を可とする。

②企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

③提出された企画提案書などは、返却しないこととする。

(2) 仕様書に記載されている事項以外で、事業の趣旨や目的に沿うものであって、予算の範囲内であれば加えて提案することは可とする。

### (3) 質問書（様式5）の受付

①本プロポーザルに関する質問は、趣旨を簡潔にまとめ電子メールにより提出すること。

②質問者には、電子メールにより回答を送付する。なお、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

### (4) 各種書類の提出先

担当：只見川電源流域振興協議会事務局宛

住所：〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字上居平933番地

メール：tdrsk@okuaizu.net

## 7 選定方法

「奥会津プロモーションポスター作成業務委託公募型プロポーザル審査会」（以下、「審査会」）において審査し、審査会で最も高い評価となった提案者を受託候補者として選定する。

また、提案者が1者の場合は、その内容が審査基準（全審査員の平均得点が60点以上）を満たす場合のみ当該提案者を受託候補者として選定する。

(1) 審査会はオンライン（Zoom会議）で開催する。なお、審査会のURLは参加申込書の受領後に別途通知するものとする。

(2) 企画提案（プレゼン）及び提案者へのヒアリングにより審査を行い、受託候補者の選定を行う。

(3) 企画提案の所要時間は、各提案者20分程度（説明10分、質疑応答10分）とする。

(4) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合はその提案及び、審査結果を無効とする。

(5) 審査の結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。

## 8 審査基準

審査は、100点を満点とし、以下の点を基準により審査する。

### (1) 企画提案の趣旨 (配点：10点)

①実施要領及び仕様書の意図を理解した提案となっているか。

### (2) コンセプト (配点：30点)

①企画コンセプトや構成は、奥会津地域の魅力が十分に伝わるものとなっているか。

②奥会津を面としてPRするため、統一感があり説得力のある提案となっているか。

③新規の観光誘客に向けたターゲットを意識した内容となっているか。

### (3) デザイン (配点：30点)

①初めて見た人に対し訴求力があり、思わず目に留まるようなデザインとなっているか。

②見た人が奥会津地域を訪れたいくなるようなデザインとなっているか。

③誘客に向けメッセージ性のあるキャッチコピーが提案されているか。

### (4) その他 (配点：10点)

①独自の提案があるか。

### (5) 実行予算について (配点：10点)

①見積額は予算の範囲内で適切なものとなっているか。

### (6) 事業実施体制 (配点：10点)

①企画趣旨に基づいた事業実施能力 (実施体制・スケジュール管理) を有しているか。

## 9 契約

### (1) 受託者の決定

受託候補者と仕様及びに委託料など詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、契約の採択に至らない場合がある。

### (2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、委託者と協議の上、速やかに手続きを進めるものとする。

なお、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更することができる。この場合、委託予算額上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額などを調整できるものとする。

## 10 問合せ先

担当 只見川電源流域振興協議会 鈴木徹

住所 〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字上居平933番地

電話 0241-42-7125

FAX 0241-42-7127

メール [tdrsk@okuaizu.net](mailto:tdrsk@okuaizu.net)